

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	健康増進等に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

下市町は、健康増進等に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

下市町長

公表日

令和4年3月9日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	健康増進等に関する事務
②事務の概要	下市町は、健康増進法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 (1)事務内容 健康増進法(平成14年8月2日法律第103号)に基づき健康手帳の交付、健康教育、健康相談、訪問指導、各種検診など、住民の健康増進のために必要な事業を推進するために行っている。健康増進事業の実施に係る事務で、対象者の抽出、受診歴、各種利用申し込み、受診券発行、案内通知、事業の提供、検診結果入力処理、集計、統計処理、報告資料作成、データ分析処理、事後指導、精密検査結果入力、精密検査受診勧奨、結果管理等を一元的に行っている。 各種検診は、健康増進法施行規則(平成15年厚生労働省令第86号)で定められた次の①～⑨である。 ①歯周疾患検診②骨粗鬆症③健康診査(保険未加入者等)④肝炎ウイルス検診⑤胃がん検診⑥肺がん検診⑦大腸がん検診⑧子宮がん検診⑨乳がん検診
③システムの名称	健康管理システム 中間サーバー 団体内統合宛名システム

2. 特定個人情報ファイル名

- (1)申込管理ファイル
- (2)健康管理ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項 別表第一の76の項
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会】 番号法第19条第8号及び別表第二 102の2の項 【情報提供】 番号法第19条第8号及び別表第二 102の2の項

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	健康福祉課
②所属長の役職名	健康福祉課長

6. 他の評価実施機関

—

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	〒638-8510 奈良県吉野郡下市町大字下1960番地 下市町 総務課 電話:0747-52-0001
-----	---

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	〒638-8510 奈良県吉野郡下市町大字下1960番地 下市町 健康福祉課 保健予防係 電話:0747-52-0001
-----	---

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月30日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無 ②法令上の根拠	①未定	①実施しない	事後	
平成31年4月30日	I 関連情報 5.評価実施期間における担当部署 ②所属長の役職名	課長 下迫 哲明	健康福祉課長	事後	
平成31年4月30日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ連絡先	〒638-8510 奈良県吉野郡下市町大字下市1960番地 下市町 健康福祉課 電話:0747-52-0001	〒638-8510 奈良県吉野郡下市町大字下市1960番地 下市町 健康福祉課 保健予防係 電話:0747-52-0001	事後	
平成31年4月30日	IIしきい値判断項目 1.対象人数	平成27年6月25日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
平成31年4月30日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数	平成27年6月25日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
平成31年4月30日	IV リスク対策	—	新規追加	事後	
令和2年9月25日	IIしきい値判断項目 1.対象人数	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年9月25日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和3年12月6日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	健康家族	健康管理システム 中間サーバー	事後	
令和3年12月6日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の56の項	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の76の項	事後	
	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	健康管理システム 中間サーバー	健康管理システム 中間サーバー 団体内統合宛名システム	事前	
	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施しない	実施する	事前	
	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠		【情報照会】 番号法第19条第8号及び別表第二 102の2の項 【情報提供】	事前	
	IIしきい値判断項目 1.対象人数	令和2年4月1日 時点	令和4年3月1日 時点	事後	
	IIしきい値判断項目 2.取扱者数	令和2年4月1日 時点	令和4年3月1日 時点	事後	